

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律について

令和4年6月
農林水産省 経営局

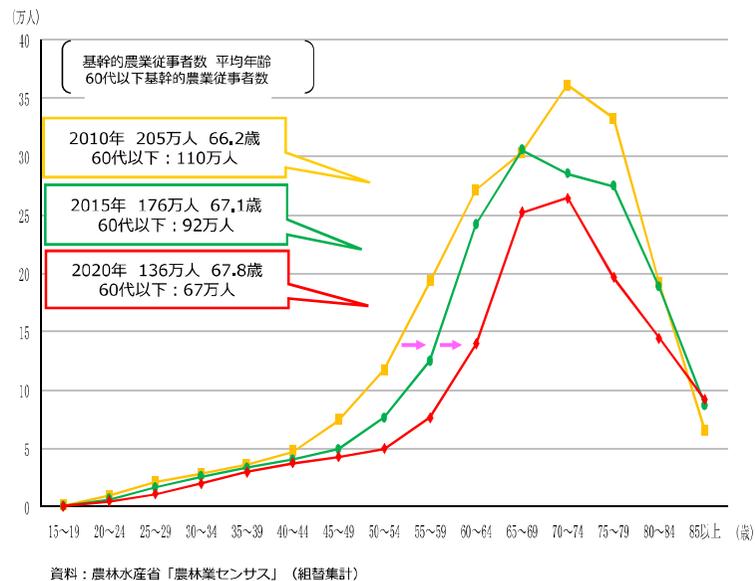
目次

- 1 農地等をめぐる状況
- 2 地域計画（人・農地プラン）の策定
 - 協議の場の設置等
 - 地域計画の策定に対する支援
- 3 目標地図の作成
 - デジタル地図の活用（eMAFF地図）
 - 意向把握に係るタブレットの操作画面（イメージ）
- 4 地域計画（目標地図）の達成に向けた取組①
 - 農用地利用集積等促進計画の事務負担軽減（計画の策定に係る関係機関の関与）
 - 農用地利用集積等促進計画の事務負担軽減（書類の簡素化）
 - 農用地利用集積等促進計画の認可権限の委譲
 - 農地バンクを活用した場合のメリット措置
 - （参考）機構関連整備事業における団地の考え方
 - 地域計画の特例
- 5 地域計画（目標地図）の達成に向けた取組②
 - 遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定の見直し
- 6 人の確保・育成
 - 法改正に伴う農地法第3条の許可の判断基準について
 - 農業経営・就農支援センター
- 7 基本方針・基本構想における記載内容の追加

1 農地等をめぐる状況

- 我が国において、**高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大**がさらに加速化し、**地域の農地が適切に利用されなくなる懸念**
- 生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、**農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、分散錯圃の状況を解消して、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置**を講ずることが必要

○ 基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展



○ 担い手であっても経営農地が小さな区画で分散（分散錯圃）



T県N市の
認定農業者
(水稲専作)
の事例

経営面積16.4haが、70か所に分散して存在
最も離れている農地間の直線距離は5km

2 地域計画（人・農地プラン）の策定

- **同意市町村（基本構想を作成している市町村）**は、地域における農業の将来の在り方等について、**協議の場**を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「**地域計画**」（人・農地プラン）を策定（**情勢の推移**に応じ、**随時変更**が可能）
- 地域計画は、**施行日**（令和5年4月1日を予定）から**2年以内**（令和7年3月末までを予定）に策定

地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、**自然的経済的社会的諸条件**を考慮した**区域ごと**に、**農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区**等の関係者による**協議の場**を設置し、次を話し合い

- ① 区域における**農業の将来の在り方**
- ② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
- ③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理
 緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ
 茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を公表

同意市町村が地域計画を策定

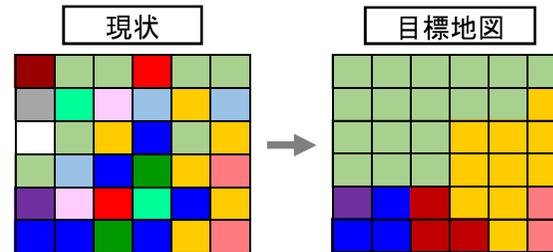
○同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

- ①地域計画の**区域**
- ②①の区域における**農業の将来の在り方**
- ③②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**等

○同意市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示**（「**目標地図**」）

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成（**情勢の推移**に応じ、**随時変更**が可能）

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

※地域計画の策定は、**市街化区域**については行われ**ない**。

協議の場の設置等

- 協議の場の参加者は、**市町村、農業者、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区**のほか、都道府県の普及指導センター・出先事務所、農産物の販売先業者、農村型地域運営組織（農村RMO）等を想定
- **既存の話合いの場**（地域農業再生協議会等）を**活用**することも可

「協議の場」の区域

自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域

- 集落
- 隣接した複数の集落
- 大字
- 旧小学校区

※ 現行の人・農地プランの策定区域を参考に設定

既存の話合いの場も可

- 地域農業再生協議会
- 中山間地域等直接支払協議会
- 多面的機能直接支払協議会
- 農山漁村振興交付金協議会 等

協議する事項

水田収益力強化ビジョンや地域の土地改良事業の計画等との整合性を図りつつ、以下の事項について話合い

① 区域における**農業の将来の在り方**

（例）

- 米から野菜等の高収益作物への転換
- 輸出向け作物の生産
- 有機農業の導入の推進 等

② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**

- 協議の場が設定された区域のうち今後も農業上の利用が行われる農用地等の区域について議論

③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項

（例）

- 農用地の集積・集約化の方針
- 基盤整備事業への取組方針
- 新規就農者や入作者の確保方針
- 農作業受託の活用方針 等

地域計画の策定に対する支援

- 市町村に向けては、話し合いを円滑に進めるための**専門人材の派遣に係る経費等**を支援
- 農業委員会に向けては、**事務費**への活用が可能となるよう**農地利用最適化交付金の見直し**等を実施
- 地域外の受け手候補の掘り起こしを行うため、農地バンクの**現地コーディネーターを増員**

市町村による地域計画の策定支援

地域計画の円滑な策定に向けた支援

- 話し合いの専門人材や県、市町村、JAのOB・OG活用に係る経費を支援
【人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業】
- 地域計画の策定のポイントを整理したマニュアルを作成
- 地域計画の策定状況を調査し、収集した優良事例を横展開
- 各地方農政局におけるサポート窓口を設置

農地バンクの体制強化

- 現地コーディネーターの増員**に係る経費を支援
(平均11人/県 (R3年) →平均16人/県 (R4年))
【農地中間管理機構事業】

農業委員会による目標地図の素案作成支援

デジタル技術の導入

- タブレットを全農業委員会に配布
【農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業】
- タブレット通信費は、農地利用最適化交付金の活用が可能
【農地利用最適化交付金】
- タブレット上で目標地図の素案のシミュレーションが可能
【機構集積支援事業】

タブレット操作スキル等の向上

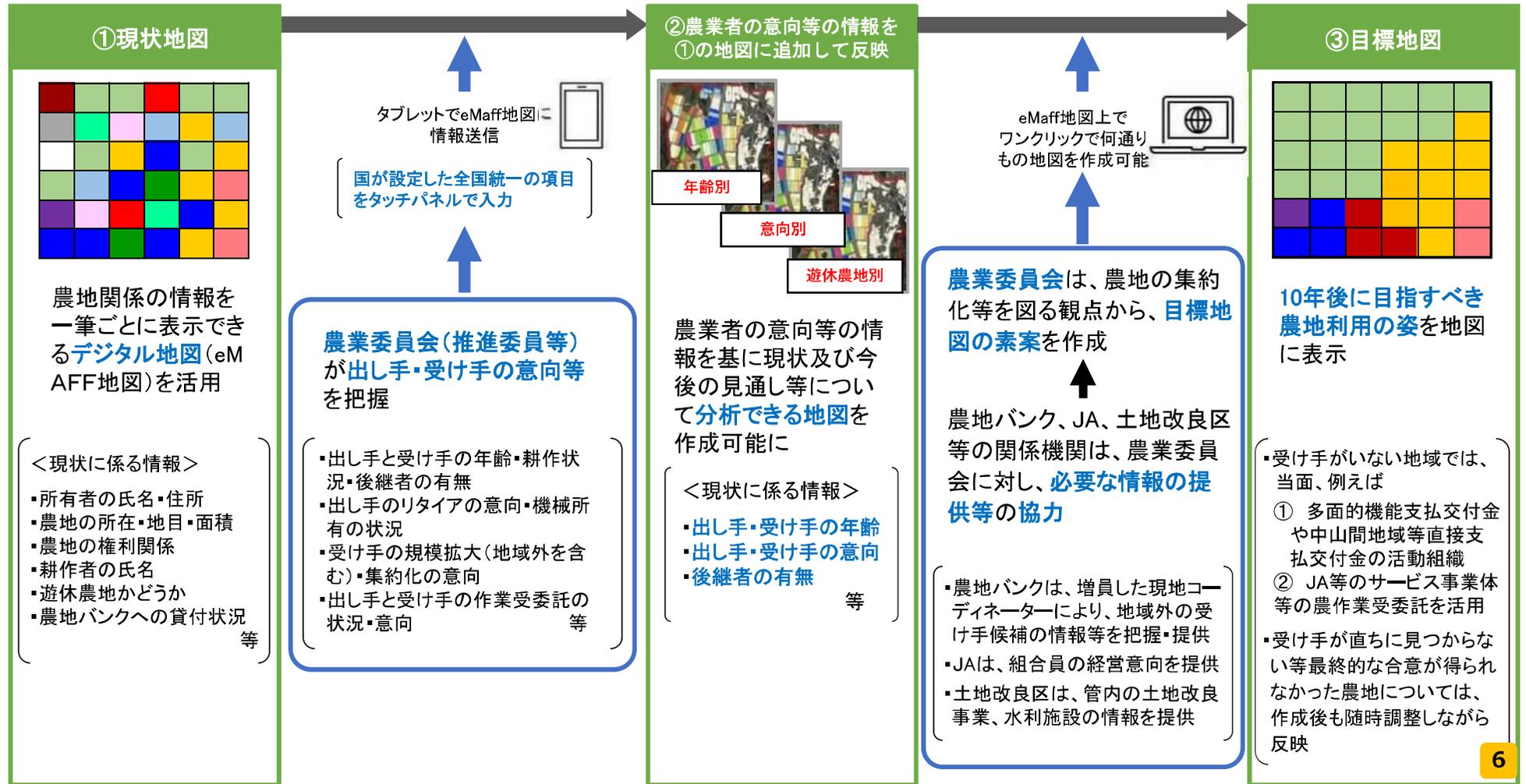
- 農業委員会による委員向け研修経費を支援
- 都道府県農業会議が、タブレット操作方法等を巡回支援
【機構集積支援事業】

活動経費の支援（農地利用最適化交付金の見直し）

- 委員報酬について、成果重視から、活動実績に応じて重点的に配分（成果払い：活動払い＝7：3→**3：7**）
- 事務費（臨時職員の配置に係る経費等）についても活用可能

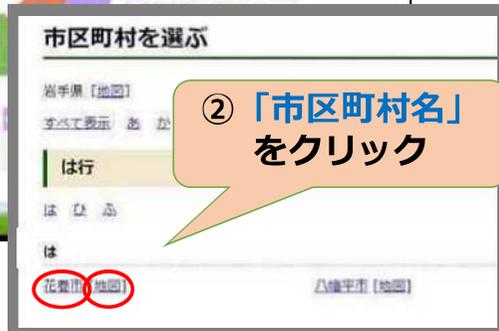
3 目標地図の作成

- 農業委員会は、**農業者の意向等**の情報を勘案して、農地バンク、JA、土地改良区等の**関係者の協力**を得て、**目標地図の素案**を作成し、同意市町村に提出
- **農業を担う者**ごとに利用する農用地等を定めて**地図に表示**
- 市町村は、農業委員会から提出のあった**素案を基に**、関係機関からの**意見聴取、縦覧**等を行い、**目標地図を含む地域計画**を策定



デジタル地図の活用（eMAFF地図）

- 市町村・農業委員会が整備している農地台帳・農地に関する地図について、公表項目はインターネット上で公表。**様々な条件**で農地を探ことができ、**筆毎の詳細な情報**を閲覧することが可能
- 令和4年度からは、農地台帳、水田台帳等の各台帳間のデータの紐付けを全国で行い、農地情報を一元化することで、**地域農業の話合い**や**データ分析等へ活用**できるデジタル地図を構築



【閲覧可能な農地情報（公表項目）】

- 所在・地番、地目、面積
- 農地ポリゴン（水色）、筆ポリゴン（オレンジ）情報
- 農振法や都市計画法の地域区分
- 所有者の農地に関する意向（同意がある場合）
- 賃借権等の権利の種類と存続期間
- 遊休農地の判断と利用状況調査日
- 利用意向調査日

等

意向把握に係るタブレットの操作画面（イメージ）

- タブレットによる意向把握がスムーズに行えるよう、タブレット上の調査項目は国が統一的に設定
- タブレットの入力画面は、選択ボタンを押すだけで次の画面に移行するタッチパネル方式
- タブレットは、農地法第30条に基づいて行う利用状況調査にも活用可能

意向調査項目

- 出し手と受け手の年齢・耕作状況・後継者の有無
- 出し手のリタイアの意向・機械所有の状況
- 受け手の規模拡大（地域外を含む）・集約化の意向
- 出し手と受け手の作業受委託の状況・意向
- 農業機械の所有状況

- ①意向調査対象者を選択
(氏名、農地情報などの基本情報は自動登録済み)

確認状況	所在地	氏名
未確認	●●県●●市●●村	農業 太郎さん
未確認	●●県●●市●●村	農業 花子さん
未確認	●●県●●市●●村	耕作 次郎さん
確認済	●●県●●市●●村	農業 太郎さん
確認済	●●県●●市●●村	農業 太郎さん

- ②質問に対する回答を選択

将来的に**経営をどうされますか？

- 1: 規模拡大したい
- 2: 現状維持希望
- 3: 段階的に規模縮小したい
- 4: 離農したい

- ③選択肢に応じて次の入力画面に自動移行

規模拡大予定は何年後ですか？

- 1: 1年後
- 2: 2～5年後
- 3: 10年以内
- 4: 未定

どのように規模拡大を図りますか？

- 1: 買いたい
- 2: 借りたい
- 3: 農作業を受託したい

4 地域計画（目標地図）の達成に向けた取組①

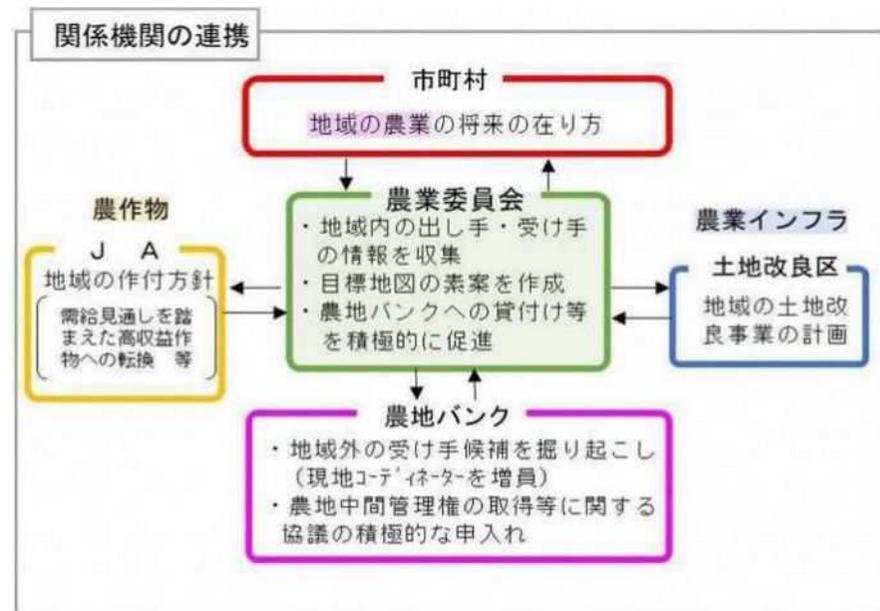
- 今後は、地域の共通の目標である地域計画（目標地図）の達成に向けて、農業委員会が中心となって、関係機関が連携して取組を推進
- 農地バンクは、分散している農地をまとめて引き受けて、一団の形で受け手に再配分する機能を有し、農家負担ゼロの基盤整備事業・地域集積協力金等も活用し、これによる集約化等の取組（従来の貸借＋農作業受委託）を促進

具体的な貸付け等の働きかけ

農業委員会が中心となって、地域計画の達成に向けて、関係機関が連携して、農地バンクへの貸付け、農地バンクからの借受等の働きかけを実施

〔 農地バンクは、公募を前提に事業を行ってきたことに替えて、地域計画の達成に資するよう事業を実施 〕

- ◆ 農業委員会は、地域計画の達成に向けて、農地バンクへの貸付け等を積極的に促進
- ◆ 農地バンクは、所有者等に対して農地中間管理権の取得等に関する協議を積極的に申入れ
- ◆ 同意市町村は、農地バンクへの利用権の設定等が必要と認めるときは、所有者等に農地バンクと協議すべき旨を勧告



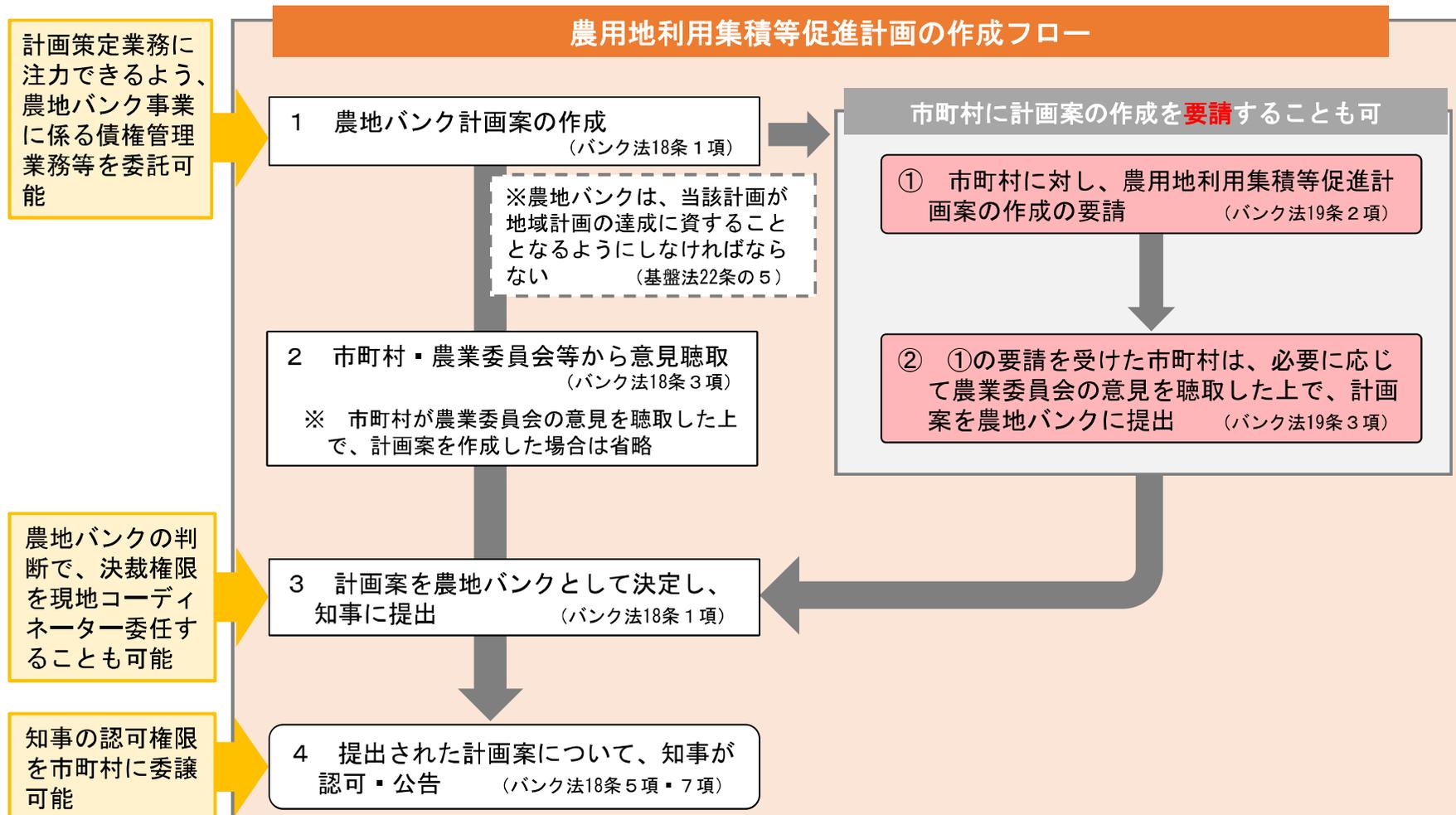
権利の設定等

- 農業委員会の意見を聴いて、農地バンクは、貸借や農作業受託等について定める農用地利用集積等促進計画を策定（現行の農地バンクの農用地利用配分計画と市町村による農用地利用集積計画を統合）
- 農業委員会は、同計画を定めるべき旨を農地バンクに要請でき、農地バンクは要請内容を勧案して計画を策定

〔 農用地利用集積等促進計画の添付書類の簡素化や事務処理の迅速化を実施
 ・ 都道府県条例の改正による都道府県知事の認可権限の市町村長への委譲も可能 〕

農用地利用集積等促進計画の事務負担軽減（計画の策定に係る関係機関の関与）

- 農地バンクによる農用地利用集積等促進計画策定に当たっては、
 - ① 農地バンクが**計画案の策定を市町村等に要請**することができることとするとともに、
 - ② 計画案を農地バンクが決定するに当たり**決裁権限をバンクの現地コーディネーターに委任**等により、**利用権設定の迅速化**を図る



農用地利用集積等促進計画の事務負担軽減（書類の簡素化）

- 農地バンクの事務負担の軽減を図るに当たり、農用地利用集積等促進計画の作成においては、従来求めていた添付書類の大幅な簡素化を進める

従来のバンク計画（配分計画）の添付書類

【省令に基づき提出を求めている書類】

- ① 関係権利者等の同意書（各筆明細）
- ② 農用地の全部効率利用が確認できる書類（経営規模、作付作物、機械、労働力（家族構成））
- ③ 農作業の常時従事が確認できる書類（農作業の日数）

改正後のバンク計画（集積等促進計画）の添付書類（案）

【省令に基づき提出を求める書類（案）】

- 同左
※ 今後、目標地図との関係で必要書類の有無を精査

〔農地バンクの内規等によるもの〕

- 農地バンク事業利用申し込み書
- 借受農地申出書
- 圃場位置図
- 耕作地明細表
- 新規就農の場合、研修終了の確認書類と営農計画
- 認定農業者の場合、経営改善計画等の認定書
- 期間借地の場合、同意書
- 農地の所在する市町村以外に居住している者の場合、住民票
- 農用地利用状況報告
- 印鑑証明
- 借受人の相続関係の説明図
- 借受人の農家世帯情報
- 共有地の場合、共有持分を確認できる書類
- 抵当権等が設定されている場合、抵当権者の承諾書

今後、添付不要とする予定

農用地利用集積等促進計画の認可権限の委譲

- 農用地利用集積等促進計画の都道府県知事の認可権限は、地方自治法に基づき、都道府県条例の改正により市町村長に委譲することが可能
- 改正作業の円滑化を図るため、農林水産省は、都道府県条例の改正案の雛型を作成・提示する考え

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

※ 条例により、市町村に権限委譲されている都道府県知事の権限（農地関係）の例

○農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による農地の転用の許可権限

○農地法第18条第1項の規定による農地の賃貸借の解除等の許可

等

農地バンクを活用した場合のメリット措置

農家負担ゼロの基盤整備事業（機構関連整備事業）

- 事業施工地域の全ての農用地について、農地中間管理権が設定されていること等の要件を満たす場合、**農家負担ゼロ**のほ場整備事業等（※）の実施が可能

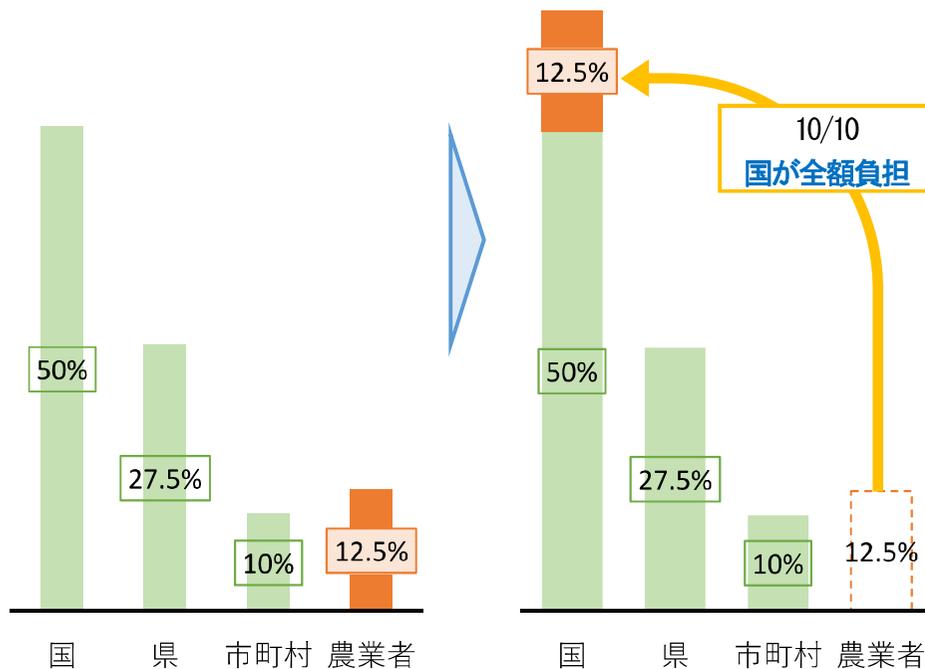
※ 土地改良法の一部を改正する法律（令和4年法律第9号）により対象事業に**農業用排水施設**、**農業用道路**等の整備を追加

機構集積協力金

- 地域の農地を**農地バンクに貸し付けた割合**に応じて協力金を交付
- 農地バンクが貸し付けた農地の**集約化割合**に応じて奨励金を交付

通常のは場整備事業

機構関連整備事業



地域集積協力金（令和4年度当初予算）

- 地域において、まとまった農地を農地バンクへ貸し付けた場合、協力金を交付（農作業委託の場合、単価は貸付の2分の1）

農地バンクの活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
	80%超	3.4万円/10a

集約化奨励金（令和4年度当初予算）

- 地域の農地の**団地面積の増加割合**に応じて奨励金を交付（農作業受託の場合、単価は貸付の2分の1）

地域の団地面積の割合	交付単価
10ポイント以上増加	1.0万円/10a
20ポイント以上増加	3.0万円/10a

(参考) 機構関連整備事業における団地の考え方

機構関連整備事業 (※1) における「団地」の基準

平場 : 概ね1ha以上の連坦化した農地 (※2)

中山間 : 概ね0.5ha以上の連坦化した農地 (※2)

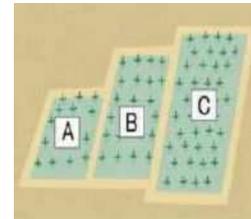
※1 下記の要件を満たす農家負担ゼロのほ場整備事業等

- ① 事業対象農地の全てに、農地中間管理権が設定
- ② 各団地は合計面積（事業実施範囲）が、概ね10ha（中山間地域は概ね5ha）以上とし、その算入範囲は大字を単位（ただし営農上の一体性がある場合はその範囲）とすること
- ③ 各団地は、概ね1ha（中山間地域及び樹園地は概ね0.5ha）以上
- ④ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年以上
- ⑤ 本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
- ⑥ 本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上すること

※2 「連坦化した農地」の考え方

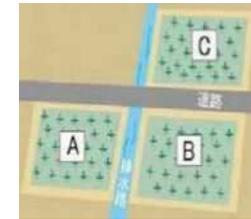
以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地

①



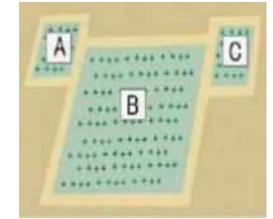
畦畔で接続する農地

②



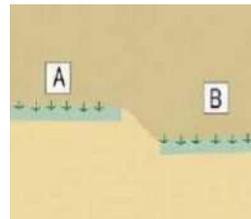
農道又は水路等を挟んで接続する農地

③



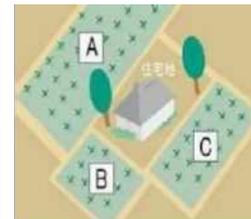
各々一隅で接続する農地

④



段状に接続する農地

⑤



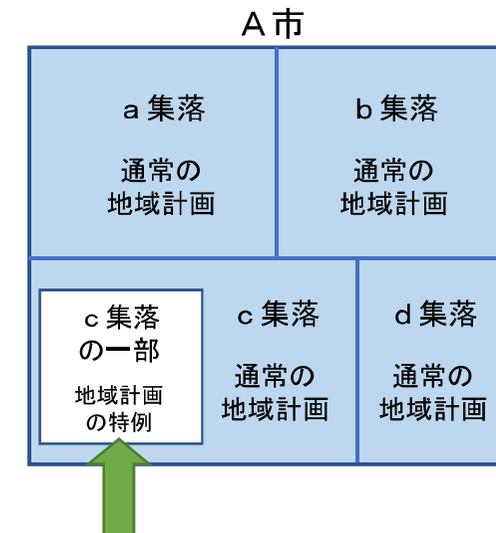
借受希望者（耕作者）の宅地に接続している農地

地域計画の特例

- 地域計画の**特例**として、地域の農地所有者等がその**3分の2以上の同意**を得て、**市町村に提案**して、地域の農地について「**貸付け等を行う際には相手方を農地バンクに限定する**」旨を**地域計画に盛り込む**ことが可能
(現行基盤法における農用地利用規程の特例を移し替えたもの)
- **本特例を活用**するに当たっては、**できる限り丁寧に話し合い**を行い、**地域での合意形成**に努めることが重要

- 通常の地域計画を策定した地域の全部又は一部の地域について、農用地等の所有者等又は農業委員会は、
 - ① **農地バンク及び所有者等の3分の2以上の同意**を得て
 - ② 農地バンクに**利用権の設定等**を行う旨を追加的に、**市町村に対し提案**することができる

- 提案を受けた**市町村**が、**特例の地域計画**として策定する場合は、**所有者等の農地の貸付け先は農地バンクに限定** (**自己戻しも可**)



農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和4年5月19日参・農水委)

五 農用地等の所有者等が、利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構に限定する旨を地域計画に定めることを提案しようとするため、その三分の二以上の同意を得るに当たっては、**極力、全ての所有者等の同意が得られるよう努める**こと。

3分の2の同意を得て、農地バンクに区域の農地を貸し付け、集約化に積極的に取り組む、**特に意欲の高い区域**

(例)

地域でまとめて

- ① 農家負担ゼロの基盤整備事業を実施する場合
- ② 有機農業に取り組む農地の団地化を推進する場合
- ③ 農業法人や集落営農を設立する場合

5 地域計画（目標地図）の達成に向けた取組②

- 地域計画（目標計画）の達成に向けた取組を推進するため、農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備事業）の特例や、遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定期間の引上げ等を措置

農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備）の特例等

[現行]

- ① 農地バンクが借り受けている農用地が対象
- ② 対象事業は、区画整理・農用地造成のみ

[見直しの内容]

- ① 地域計画の区域内で、農地バンクが農作業等を受託している農用地も対象に追加



(土地改良法の一部を改正する法律)

- ② 対象事業に農業用排水施設、農業用道路等の整備を追加

遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定の見直し

[現行]

- 遊休農地・所有者不明農地について、都道府県知事の裁定により農地バンクに利用権を設定する場合、期間の上限は20年

[見直しの内容]

- 裁定により農地バンクに設定される利用権の期間の上限を20年から40年に引上げ、農地の受け手のニーズに応じた長期間の貸付けが可能に

[遊休農地が解消された事例]



農用地区域からの除外に係る要件の追加

[現行]

- 農地転用のための農用地区域からの除外は、農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で農用地区域以外に代替すべき土地がないこと等の要件を満たす必要

[見直しの内容]

- 農地転用のための農用地区域からの除外の要件に「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」を追加

農地利用最適化推進指針の策定

[現行]

- 農業委員会は、農地利用の最適化の推進（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）について、推進の目標及び方法を定めた指針（農地利用最適化推進指針）を定めるよう努めなければならない

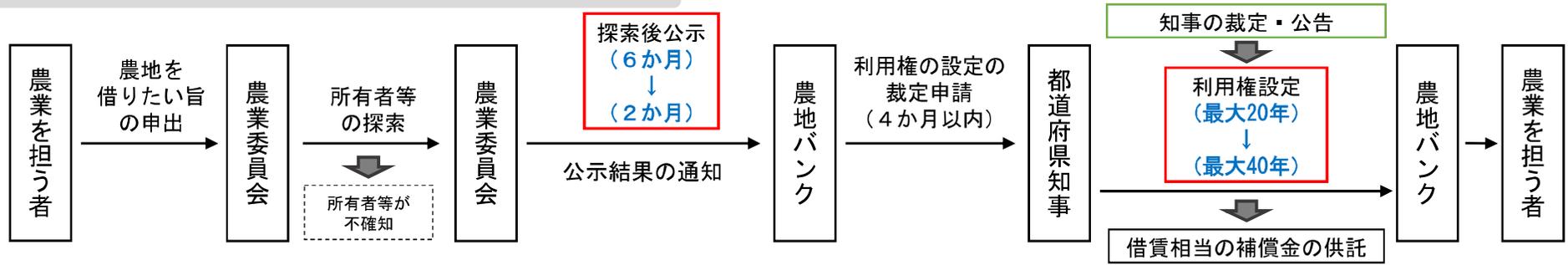
[見直しの内容]

- 農業委員会は、農地利用最適化推進指針を定めなければならない

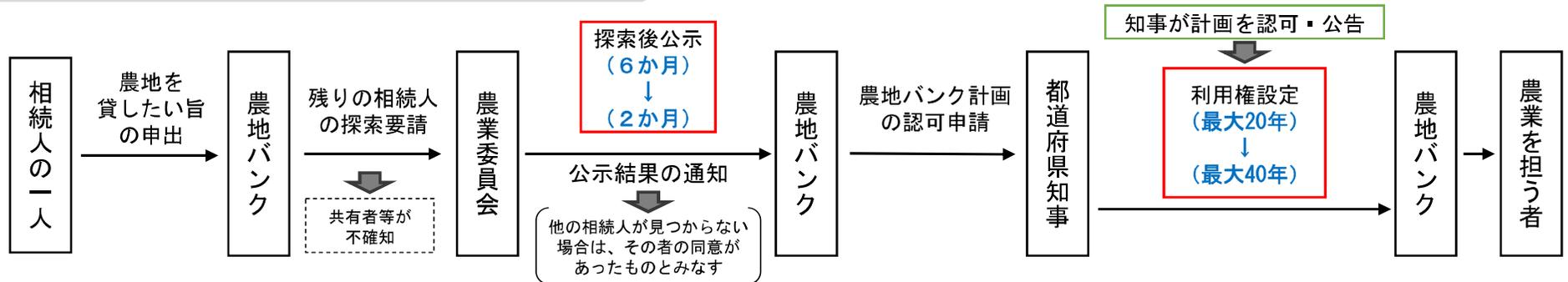
遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定の見直し

- 遊休農地・所有者不明農地の利活用を促進するため、
 - ① 農地バンクの利用権の設定期間の上限を20年から40年に引上げ
 - ② 農業委員会による不明所有者の探索後の公示期間を6か月から2か月に短縮

■所有者が1人も判明しない農地（改正農地法）



■共有者の1人以上は判明している農地（改正バンク法）



所有者等の探索方法

- ① 不明所有者について、戸籍簿（附票）・除籍簿や住民票で住所を特定（登記名義人が死亡している場合は、その配偶者と子まで）
- ② 農地台帳に記載されている所有者以外に共有者がいないか確認
- ③ ①又は②により判明した者（所有者・共有者）の住所に簡易書留郵便で書面を送付
- ④ 送付後2週間以内に返信がない場合は不明者として取り扱い、所有者不明農地を市町村の掲示板等で公示

6 人の確保・育成

- 都道府県知事が定める**基本方針**及び市町村が定める**基本構想**において、「**農業を担う者の確保・育成**」に関する事項等を追加
- 都道府県は、**農業を担う者の確保・育成**のために必要な援助を行う拠点（**農業経営・就農支援センター**）を整備し、国等関係者は、**情報の収集、連携協力**等や援助に努める
- **認定農業者の事業展開**等について**資金面**等で後押し。また、農地の利用を支える取組として、サービス事業者やJA等による**委託を受けて行う農作業の実施を促進**

農業経営・就農支援センターの整備

- 都道府県は、市町村、農業委員会、農地バンク、JA等の関係機関と連携協力して、**農業経営・就農支援センター**を整備し、経営サポート・就農サポートを一括して実施（現在、青年農業者等育成センターのみを位置づけ）

経営サポート

- 農業経営の改善
- 円滑な継承
- 法人化 等

農業者の課題解決に向け、社会保険労務士、税理士、中小企業診断士等の専門家がアドバイス

就農サポート

就農等希望者の相談に応じて、

- データベースを活用した就農に関する情報提供

〔 農業体験、研修機関等の情報 〕

- 就農候補市町村との調整等を実施

下限面積要件の廃止

- 農地を利用しやすくするため、農地等の権利取得時の**下限面積要件を廃止**

〔 ※ 新規就農者の部門別の参入割合は、野菜・果樹部門が約7割を占有。当該部門の新規就農者の参入時経営面積の5割超が50a未満 〕

農業者の事業展開の促進

- **認定農業者**の財務基盤の強化を図るため、「**資本性劣後ローン**」を日本政策金融公庫が融資する資金で措置（**据置期間の範囲を延長**）

農業経営の安定に必要な資金	3年以内	→	20年以内
施設の改良等に必要な資金	8年以内	→	25年以内

〔 ※ 資本性劣後ローン
長期間にわたり元本返済が不要であるなど融資条件の面で、負債ではなく、資本に準じたものとして取り扱われるローン 〕

- 認定農業者が**農業用施設の整備**に取り組みやすくなるよう、**農業経営改善計画に施設整備に関する事項を記載**し、市町村が都道府県知事の同意を得て認定した場合、**農地転用許可があったものとみなす**

農地の利用を支える取組の推進

- JAが**農業経営**を行いやすくするため、組合員の書面による同意**手続を緩和** ※
〔 〔 現行 〕 総組合員等の**2/3以上**の書面同意 〕 → 〔 〔 見直しの内容 〕 総会（総組合員等の**半数以上**の出席）での**2/3以上**の決議 〕

※ 組合員1,200人超のJAは既に緩和済み

- 委託を受けて行う農作業の実施を促進するため、農作業受託事業の実施者による事業の**情報提供**、**JA自らの農作業受託**等を促進

ドローンによる防除



法改正に伴う農地法第3条の許可の判断基準について

- 今般の改正後においても、下限面積要件以外の以下の要件は**維持**
 - ① 農地の**全てを効率的に利用**すること（第1号）
 - ② 必要な農作業に**常時従事**すること（第4号）
 - ③ 周辺の農地利用に**支障がない**こと（第6号）

改正前の許可基準

- 農地の全てを効率的に利用すること（第1号）
〔耕作に必要な機械の所有状況、労働力、技術の有無について確認〕
- 必要な農作業に常時従事すること（第4号）
〔農業経営のために必要な農作業に年間従事する日数について確認〕
- 一定の面積を経営すること（第5号）
- 周辺の農地利用に支障がないこと（第7号）
〔周辺農地の集約化や水利用への影響の有無について確認〕

今回
廃止



改正後の許可基準

- 同左
- 同左
- 同左
- ➡ 地域計画の達成に支障がないことについて確認することをガイドラインで明確化

農業経営・就農支援センター

- これまで主に若者を対象に就農段階の支援を行っていた青年農業者等育成センターに替えて、年齢層を限らず、「農業を担う者」として幅広く対象とし、就農から経営発展についてきめ細かなサポートを実施する「農業経営・就農支援センター」の仕組みを創設し、都道府県が体制を整備
- センターは、就農等を希望する者からの相談に対応するとともに、市町村や地域における就農受入体制等の情報が登録されたデータベースを活用し、希望者のニーズに応じた研修先等を提案し、紹介することで、円滑な就農を支援

農業経営・就農支援センターの機能を担う体制の整備

都道府県は、農業を担う者の確保及び育成を図るため、次に掲げる業務を行う拠点（農業経営・就農支援センター）としての機能を担う体制を整備

① 農業経営に関する援助（助言・指導等）

経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承、農業経営の法人化のために必要な助言・指導等

② 就農等希望者に対する援助（相談対応・情報提供等）

就農等希望者などからの相談への対応、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報の収集・提供等

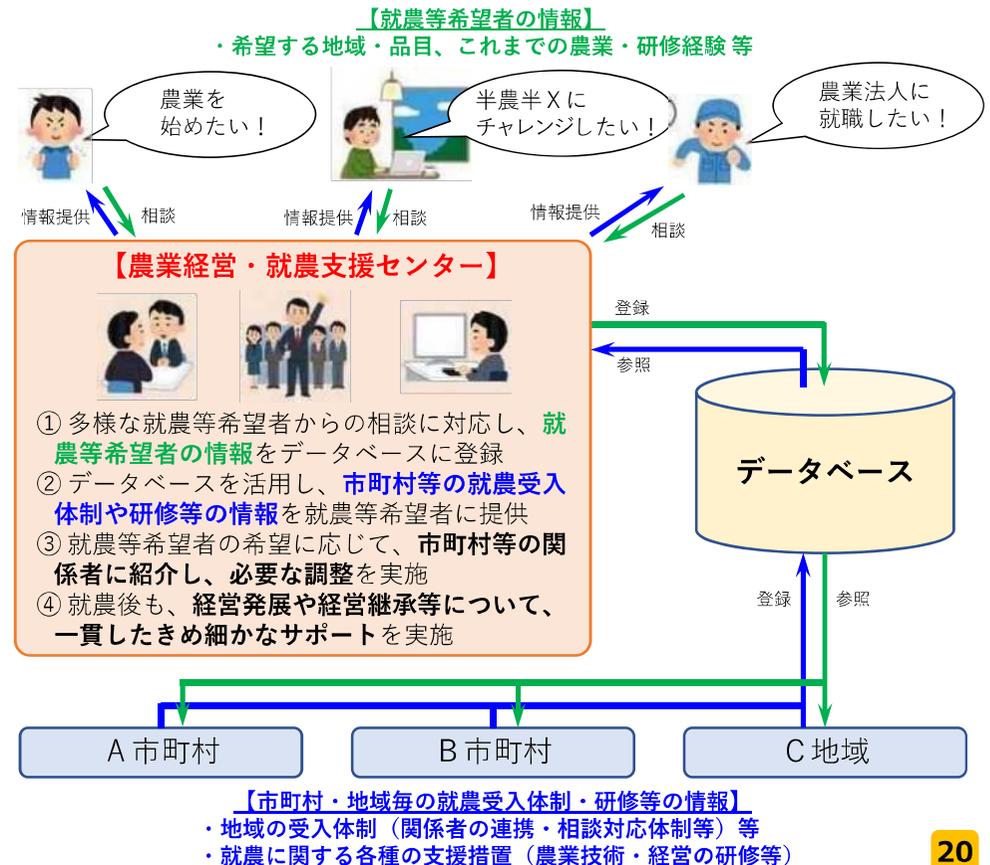
③ 希望に応じた市町村等の関係者への紹介・調整

関係者から提供された情報を活用し、就農等希望者の希望に応じた市町村等の関係者への紹介、必要な調整等

「農業を担う者」とは

- ① 認定農業者等の担い手やその他の多様な経営体を含め農業経営を営んでいる者
 - ② 雇用されて農業に従事している者
 - ③ 新たに農業を始めようとする者
 - ④ 農作業の受託サービスを提供する者
- など、農産物の生産活動等に直接関わっている者が幅広く該当

データベースを活用した就農等希望者のマッチング



7 基本方針・基本構想における記載内容の追加

- 都道府県知事が定める**基本方針**及び市町村が定める**基本構想**において、「**農業を担う者の確保・育成**」、「**農用地の効率的かつ総合的な利用**」に関する記載事項等を追加
- 法施行（令和5年4月1日を予定）後、**基本方針は3か月**（令和5年6月末までを予定）、**基本構想は6か月**（令和5年9月末までを予定）の経過措置期間を設定

基本方針（都道府県）記載事項の追加

- 一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
- 二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- 三 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- 四 **農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項**
- 五 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標**その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**
- 六 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

基本構想（市町村）記載事項の追加

- 一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
 - 二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
 - 三 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
 - 四 **前二号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項**
 - 五 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標**その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**
 - 六 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項
 - イ **第十八条第一項の協議の場の設置の方法、第十九条第一項に規定する地域計画の区域の基準その他第四条第三項第一号に掲げる事業に関する事項**
- ロ～ニ （略）

農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和4年度予算額 13,385 (13,266) 百万円】
 (令和3年度補正予算額 450百万円)

<対策のポイント>

農地利用の最適化のための農業委員会・農業委員・農地利用最適化推進委員の活動等に必要な経費を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していきます。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

1. **農業委員会交付金** 4,718 (4,718) 百万円
 農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
2. **機構集積支援事業等** 2,987 (2,791) 百万円
 【令和3年度補正予算】450百万円
 遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、出し手・受け手の意向等をタブレットで把握し、データベース化等を支援します。
※タブレットの導入については、令和3年度補正予算（農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業）で支援。
3. **農地利用最適化交付金** 5,100 (5,176) 百万円
 農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。
4. **都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金** 523 (523) 百万円
 都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
5. **農地調整費交付金** 57 (57) 百万円
 農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）

【A農業委員会の活動事例】

- ・農業委員会が、定期的に管内の全ての農地所有者に現在の経営状況や今後の経営意向、後継者の有無等について意向調査を実施。
- ・それを基に推進委員等が、戸別訪問を行い、後継者や配偶者の意向を追加で聴取し、意向情報を更新。
- ・その情報を地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。
 （担い手への集積率：61.4%（R2年度））



都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

農業委員会における最適化活動のさらなる推進

- 【農地利用最適化交付金】
- ・農業委員会が行う最適化活動に係る活動量と成果について目標を定め、その達成度合いに応じて交付（委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することが可能）
- 【機構集積支援事業、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業（R3補正）】
- ・出し手・受け手の意向等を効率的に把握するためのタブレットの導入及びデータベース化
- ・臨時職員を増員し、管内の農業委員会の業務を巡回サポートする取組を支援するなど体制を強化

【お問い合わせ先】

- (1、3、4の事業) 経営局農地政策課 (03-3591-1389)
- (2の事業) 農地政策課 (03-6744-2152)
- (5の事業) 農地政策課 (03-6744-2153)

人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業

参考

【令和4年度予算額 300（－）百万円】

<対策のポイント>

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿や農地利用者を明確化した人・農地プランの策定に必要な取組を支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 市町村推進事業

市町村による人・農地プランの策定に向けた以下の取組を支援します。

- ① 集落・地域における話し合い
- ② ①の話し合いをコーディネートする専門家の活用
- ③ 将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の検討・作成
- ④ ③における農地の利用者の明確化
- ⑤ 関係機関による検討会の開催
- ⑥ 人・農地プランの周知、実行状況のフォローアップ等

2. 都道府県推進事業

都道府県による人・農地プランの普及・推進に向けた以下の取組を支援します。

- ① 市町村等への説明会や意見交換会、普及啓発
- ② 市町村の取組への助言・指導

<事業の流れ>



集落・地域の農業者等による話し合い

〔地域農業の現状・課題の共有、
将来の地域農業の姿等の検討〕

農業委員、農地利用最適化推進委員、
農協、土地改良区等の関与

専門家による話し合いのコーディネート



地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた 農地利用の姿の検討・作成、農地利用者の明確化

関係機関による検討会の開催等

人・農地プランの策定

人・農地プランに基づく取組の実行・フォローアップ

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-6744-0576）

人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業の活用について

地域計画の策定に向けた地域の話合いを円滑に進めるため、地域をコーディネートする専門家の確保や育成、地域の分析等を行うために必要な経費について支援します。

< 事業の内容 >

1. 市町村推進事業

市町村による**地域計画の策定**に向けた以下の取組を支援します。

- ① 集落・地域における話合い
- ② 話合いをコーディネートする専門家の活用
- ③ 将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の検討・作成
- ④ 農地の利用者の明確化
- ⑤ 関係機関による**検討会の開催**
- ⑥ 地域住民等への計画づくりに関する**周知、フォローアップ**等

2. 都道府県推進事業

都道府県による**地域計画に関する説明会等の普及・推進**に向けた以下の取組を支援します。

- ① 市町村等への説明会や意見交換会、普及啓発
- ② 市町村の取組への助言・指導



3. 補助金の流れ



< 事業活用例 >

- 市の認定を受けた地域に精通した意欲ある者をコーディネーターとして派遣するために必要な謝金や交通費 (O市)
- 地域の意向を取りまとめる資料の作成に必要なアルバイトの賃金や諸手当 (A町)
- 話合いをコーディネートする専門家を、民間事業者等の外部に、地域の話合いに精通している者の派遣を依頼するために必要な委託費 (H市)
- 地域の意向を取りまとめた結果を踏まえ、分析に必要な地図や資料の作成のための印刷費や消耗品 (O町)
- 県内5地区をモデル地区として、関係者のコーディネート能力の向上を図るための研修を、民間事業者等の外部へ依頼するため必要な委託費 (M県)
- 県内3地区を対象にコーディネーターを派遣するために必要な委託費 (T県)

人・農地等情報マッチング推進総合対策

参考

【令和4年度予算額 12,344 (4,832) 百万円の内数】
 (令和3年度補正予算額 3,350百万円の内数)

<対策のポイント>

人と農地に関する情報のデータベース化を進め、農地の受け手を広く探して調整し、相続人も農地を安心して委ねられる仕組みの構築を支援します。また、就農、経営継承、法人化等に関する支援体制の整備を支援します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）
- 法人経営体数の増加（5万法人 [令和5年まで]）
- 40代以下の農業従事者の拡大（40万人 [令和5年まで]）

<事業の内容>

1. 機構集積支援事業等

農地利用最適化推進委員等が農地等の出し手・受け手の意向等をタブレットで把握しデータベース化を進め、農地の受け手を広く探して調整し、相続人も農地を安心して委ねられる仕組みの構築を支援します。

2. 新規就農者育成総合対策等

地域の就農支援等に関する情報をデータベース化する取組、全国段階での就農希望者への情報提供や就農相談・就農候補市町村との調整、市町村段階における就農準備から定着までを一元的にサポートする取組を支援します。

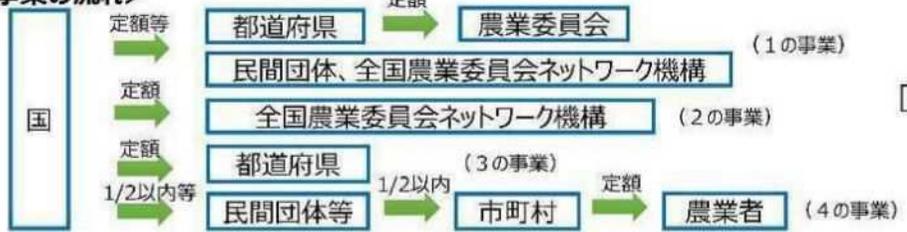
3. 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営者サポート事業

都道府県段階での就農希望者への情報提供や就農相談・就農候補市町村との調整等の就農サポート、経営継承・法人化等の経営サポートに必要な経費を支援します。

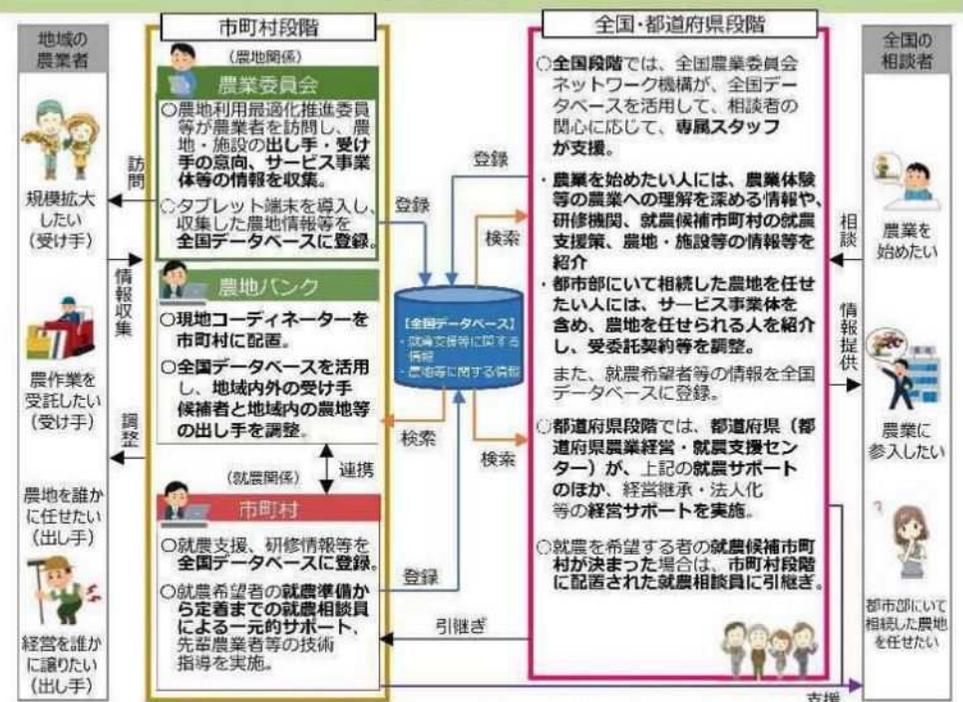
4. 経営継承・発展等支援事業

人・農地プランに位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が、経営発展に向けた取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 経営局農地政策課 (03-3592-0305)
 (2の事業) 就農・女性課 (03-3502-6469)
 (3の事業) 経営政策課 (03-3502-6441)
 (4の事業) 経営政策課 (03-6744-2143)

<対策のポイント>

都道府県が就農希望者や経営面で課題を有する農業者に対し、就農、法人化・経営継承等に関する支援体制を整備し、就農サポート・経営サポートを行う取組を支援します。

<事業目標>

- 法人経営体数の増加（5万法人〔令和5年まで〕）
- 40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業経営者サポート事業

都道府県が就農や農業経営をサポートする体制を整備し、就農希望者への情報提供や就農相談・就農候補市町村との調整等の就農サポート、農業経営の法人化や経営継承などの課題を有する農業者の伴走機関による掘り起こしや課題解決のための専門家によるアドバイス等の経営サポートを行う取組を支援します。

2. 農業経営法人化支援事業

経営相談等をした雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化（定額25万円）を支援します。

3. 法人化推進委託事業

農業経営の高度化や継承に向けた事例等の調査・分析、対応方向の検討を行います。

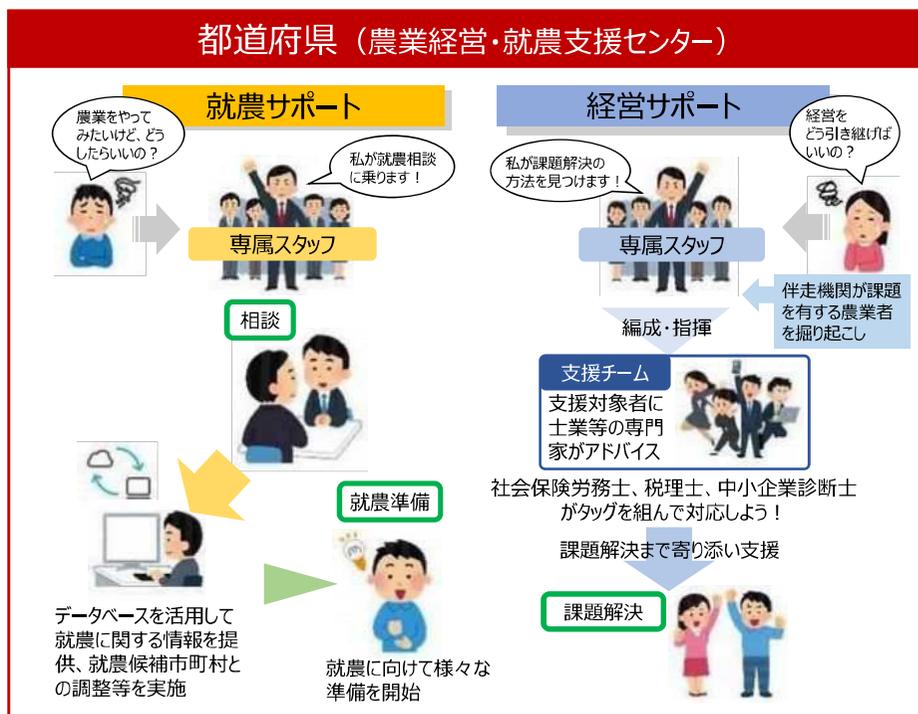
4. 担い手サミット・優良経営体表彰事業

「全国農業担い手サミット」を開催し、全国の優れた農業経営体を表彰します。

<事業の流れ>



【農業経営者サポート事業】



地域計画策定等に係る質問・要望について

※資料3-2:地域計画策定マニュアル(案)

※資料3-3:農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律について(R4.6.28国説明会資料)

No	資料番号	右下の ページ番号	質問・要望		所属名
1	資料3-2	3	要望	幅広い関係者の例に、小規模農業者等の多様な担い手、農作業支援者等を入れて例示してはどうか。	山形県農業協同組合中央会
2	資料3-2	3~4	質問	土地改良区の協議への参加については、ほ場整備等土地改良事業に関する協議がある場合において、必要に応じて参加するということでよいか。	山形県土地改良事業団体連合会
3	資料3-2	4	要望	役割例ではあるものの、役割は強制ではなく話し合いの中で決定するべきではないか。	山形県農業協同組合中央会
4	資料3-2	4	要望	JAの役割に記載のある、新規就農者の確保、事業承継等の取り組みは、全ての組織にその役割があるのではないか。取組例を示すのであれば、全ての組織に共通する役割として記載いただきたい。	山形県農業協同組合中央会
5	資料3-2	4	質問	JAの役割例を見ると「組合員の経営意向の把握・提供」と記載があるが、JA組合員以外の方々の経営意向の把握・提供、意見具申は、何処で行うのか。	山形県農業協同組合中央会
6	資料3-2	11	質問	農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定する場合、農業上の利用が困難である農地は保全を進める区域として区分するとあるが、農地の集積率を求める際には、保全を進める区域を除くことが出来るのか。	やまがた農業支援センター
7	資料3-2	12	質問	協議事項(5)について、作業受委託等は当初から農地バンクが中心となり行う方針ではなかったか。なぜ農業協同組合が農業支援サービス事業体となっているのか。	山形県農業協同組合中央会
8	資料3-2	19	質問	目標地図を策定後に、目標地図に記載のない担い手にバンクを通して貸し付けるには、その都度、変更公告が必要なのか。また、担い手であっても、目標地図と異なることを理由に、バンクが借り受けを拒否することはあるのか。	山形県農業会議
9	資料3-2	20	質問	1の(1)の「農業上の利用が行われる区域」は、改正基盤法第18条、同法第19条の定めにおいては「農用地等」とされており、また策定マニュアル(案)の2ページ目において市街化区域を除いた区域を対象に地域計画を策定することが明記されていますが、(1)の「地域内の農用地面積(農業上の利用が行われる区域)」においては農用地の面積が求められています。また、(1)の①においては「農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積」が求められていることから新たに①を設けた理由はなにか。 また、(1)の「農用地(農業上の利用が行われる区域)」は①の農業振興地域内の農用地面積と同じ又はこれに含まれるものと考えます。その解釈について教えて欲しい。	寒河江市農業委員会

No	資料番号	右下の ページ番号	質問・要望		所属名
10	資料3-2	21	質問	2の(1)における「農用地等」は、基盤法第19条第1項に定める協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域を指すものとの解釈してよいか。	寒河江市農業委員会
11	資料3-2及び資料3-3	資料3-2 → 24 資料3-3 → 5	質問	資料3-2(P24)の「農地バンクの体制強化、農地相談員の増員」と資料3-3(P5)の「農地バンクの体制強化、現地コーディネーターの増員」と記載されており、年度によって職の名称が違っているが、具体的な業務内容にも違いがあるのか。	やまがた農業支援センター
12	資料3-3	6,9,10	質問	目標地図(10年後)と促進計画(権利設定)の整合性について、1筆でも、地図と計画の借人が違えば設定できないのか。	山形県農業会議
13	資料3-3	13	質問	農地バンクを活用した場合のメリット措置として「機構集積協力を交付」と記載されている。地域計画の策定期限は令和7年3月末までとされており、令和7年度以降に集積手続き書類が提出されることも想定されるが、令和7年度以降においても「機構集積協力の交付」がある旨を現場で説明してもよいか。	やまがた農業支援センター
14	資料3-3	18	要望	JAの農業経営、JA自らの農作業受委託等の記載があるが、JAが農業経営を行う場合、JAも大きなリスクを負うことになる。単に手続きが軽くなったから取り組めるものではない。人・農地に関する取り組みを実施する際に、行政や農業委員会等各組織からマンパワーが足りないという意見は常に出されているが、JAにおいても同様である。農地の受け手がなくなった場合の対応は大切だが、農作業受委託等は、農地バンクが行うべき取り組みではないか。	山形県農業協同組合中央会
15	資料3-3	19	要望	農地法3条の許可の判断基準について、下限面積の廃止等の法改正に伴いガイドラインが示されるとのことですが、どのような取り扱いになるか現状でわかる範囲で教えていただきたい。(下限面積の廃止は、農地の分散化や耕作目的以外の農地取得が懸念される。)	米沢市農業委員会
16	資料3-3	24~25	要望	話し合いにおける専門家の活用について、地域計画の策定に向けた地域の話し合いについては、市町村において、その重要性は理解されているものの、話し合いをコーディネートする専門家の活用が少ないのが現状である。そこで、国が専門家を各市町村に巡回させるような仕組みを構築できないものか。	庄内総合支庁農業振興課

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の周知に係る対応方針

1 周知実績

(1) 市町村・農業委員会との意見交換会

【参集者】

市町村、農業委員会等

【実績】

○R3.7~10 18市町村

・人・農地など関連施策の見直しについて情報提供
・農地の集積・集約化に係る現状及び課題の把握

○R3.12~R4.1 6市町

・人・農地など関連施策の見直しについて情報提供
・アクションプラン策定に向けた意見交換

○R4.3~5 5市町村

・基盤法等の改正の情報提供
・アクションプラン実行に向けた意見交換

○R4.7~8 6町

・目標地図作成等に向けた課題等に関する意見交換（予定）

(2) 山形県農地集積・集約化プロジェクト会議

【参集者】

構成市町村、農業委員会、JA中央会、やまがた農業支援センター、農業会議、土地改良事業団体連合会、県

【実績】

東北農政局より法改正の概要を2回（R4.2、R4.6）説明

(3) その他

①JA営農・農政担当部課長会議

【参集者】

JA、JA中央会、県

②13市農林担当課長会議

【参集者】

県内13市、県

③県農業法人協会との意見交換会

【参集者】

農業法人協会、県

すべての農業者・関係者に漏れなく周知するために

2 周知対象・方法・スケジュール

(1) 国の動き（予定）

人・農地など関連施策の見直しに係る説明会
法改正の概要（地域計画（目標地図含む）が法定化されR7.3まで策定予定等）について説明
※具体的な進め方等の詳細は説明なし
（対象：市町村、農業委員会事務局、JA、農業支援センター、農業会議、土地改良事業団体連合会）
6月28日

地域計画策定マニュアル（案）の提供
地域計画策定から実行まで各段階の取組み内容の概要を記載
※確定版は、関係者からの意見を踏まえ、送付予定（時期未定）
8月1日

人・農地など関連施策の見直しに係る説明会（2回目）
6月の説明会で出された意見等を踏まえて見直した運用内容を説明予定
（対象：市町村、農業委員会事務局、JA、農業支援センター、農業会議、土地改良事業団体連合会）
9月7日

政省令等公表
秋頃

ガイドライン公表
年内

(2) 県の対応

① 説明会・意見照会等の実施

【周知対象】

- ・市町村
- ・市町村農業委員会
- ・JAグループ
- ・土地改良区
- ・農業者代表※

- ※ 山形県農業法人協会、山形県認定農業者協議会、山形県地域営農法人協議会等

第1段階

- ① 6月28日の説明会を受けた課題等に係る**意見照会** **7月21日**
（対象：市町村、農業委員会事務局、JA、農業支援センター、農業会議、土地改良事業団体連合会等）
② 地域計画策定マニュアル（案）に対する**意見照会** **8月1日**
（対象：市町村、農業委員会事務局等）

今後の政省令やガイドライン等で、課題の解消が図られるよう国へ働きかけ

⇒第1段階で出された質疑・要望を8月上旬に国へ提出

随時、農業団体等の会議に出向き、法改正について説明※1

第2段階

- 9月7日の説明会を受けた課題等に係る**意見照会**
（対象：市町村、農業委員会事務局、JA、農業支援センター、農業会議、土地改良事業団体連合会等）
9月9日

今後のガイドラインで、課題の解消が図られるよう国へ働きかけ

随時、農業団体等の会議に出向き、法改正について説明※2

第3段階

- ガイドライン公表後、ガイドラインを周知する**説明会**
1月上~中旬頃

引き続き周知を図る

- ※1：これまでの実績は「1周知実績（3）その他」に記載。
※2：11月に市町村や農業団体等広く対象に県主催の研修会を実施予定。

② パブリシティやSNS等を活用した情報発信

【周知対象】

不特定多数の農業者

改正内容について、詳細が公表され次第、パブリシティ等を活用し、情報発信

今後のスケジュールについて
～農地の集積・集約化に向けて～

○ 山形県農地集積・集約化プロジェクト会議

令和5年3月中旬 第5回会議

- ・ 令和5年度の具体的な活動内容の決定

○ その他

令和4年10月～ 市町村農業委員会・農林課との意見交換会

- ・ 未訪問の5町と意見交換会の実施

11月9日 農地の集積・集約化推進に係る研修会

- ・ 農地の集積・集約化に向けた取組事例紹介、持続的な農地の有効活用と担い手の育成・確保に係るパネルディスカッション

12月 話合いの進め方マニュアルの作成

- ・ 地域における話合いを円滑に進めるため、話合いの進め方マニュアルを作成し、関係機関・関係者へ配布

(時期調整中) 農業ファシリテーターの養成研修会

- ・ 農業ファシリテーター養成研修を開催し、話合いをけん引し、まとめる役割を担う人材を育成

農地の集積・集約化推進研修会（仮称）について

1. 目的

農業者の減少が進む中、農地の効率的な活用を促進するため、先行している地区から取組事例を学び、取組みの横展開を図る。

また、持続的な農地の有効活用と担い手の育成・確保について意見交換を通して関心を高め、併せて農業経営基盤強化促進法（令和4年5月改正成立）の理解を深める。

2. 開催日時

令和4年11月9日（水） 13:30～16:00（150分）

（挨拶）県農林水産部技術戦略監

（第1部）農地の集積・集約化推進に係る取組事例紹介

- ・事例紹介（3地区）
- ・質疑応答

（休憩10分）

（第2部）パネルディスカッション

- ・テーマ：持続的な農地の有効活用と担い手の育成・確保に向けて
～ みんなの力で地域農業をもっと元気に ～
- ・内容：①農地の集積・集約化の取組みと受け手となる担い手対策（経営継承含む）
②地域計画策定に向けた地域の話合いの進め方
- ・パネラー：市町村（山形市農政課長、尾花沢市農林課長、鶴岡市農政課長） など
- ・座長：県農業経営・所得向上推進課長
- ・オブザーバー：東北農政局《国としての農地集積・集約化の取組み（基盤法一部改正、支援策等）の説明。パネラーに対する助言。》

3. 場所

天童ホテル（天童市鎌田本町2-1-3）

4. 参集範囲

市町村、農業委員会、（公財）やまがた農業支援センター、（一社）山形県農業会議、山形県農業協同組合中央会、各農業協同組合、山形県土地改良事業団体連合会、各土地改良区、東北農政局、県関係課など（150人程度）

5. 取組事例

- ・山形市（市農政課長）：「地域まるっと農地中間管理」等の活用検討（モデル2地区）、国庫補助金の活用した意向調査（アンケート）の委託 など
- ・尾花沢市（市農林課長）：粟生地区等における農事組合法人を中心とした農地の集積・集約の取組み など
- ・鶴岡市（市農政課長）：ワークショップ開催による集約化に向けた農地交換の取組み、月山高原での小麦生産等農地の有効活用の取組み など